

ID: 100

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	受給資格証の再交付		
例規名 根拠条項	高根沢町妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則 第3条第1項		
例規番号	昭和48年規則第2号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (受給資格証の交付)</p> <p>第3条 町長は、前条の規定により申請した者が条例第3条各号に該当する妊産婦であるときは、当該申請者に様式第2号による妊産婦医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 助成対象者が受給資格証を汚損し、又は亡失したときは、妊産婦医療費受給資格証再交付申請書(様式第3号)を町長に提出し、再交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日